

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先や申告年分などを書いてください。
○□には「3」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2
昭和 3、平成 4
令和 5

※「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所(又は事業所・事務所・居所など)」欄の()内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「4」と書き、令和4年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書B第一表(上部)

令和 4 年 2 月 16 日		令和 03 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B		FA2201	
現在の住所	〒XXXX-XXXX	マイナンバー	XXXXXXXXXXXX	生年月日	3 3 9 . 1 1 . 0 9
氏名	大阪 太郎				
職業	会社員				
世帯主の氏名	大阪太郎				
世帯主との続柄	本人				
電話番号	XXXX-XXXX-XXXX				
収入金額等	収入金額等				
給与・賞与	6 7 0 0 0 0 0				
公的年金等	4 9 3 0 0 0 0				
雑所得	4 9 3 0 0 0 0				
所得金額等	所得金額等				
所得金額等	所得金額等				

第三表(12ページ)

収入金額等 所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。
なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。
この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。
書き方については、7ページで説明しています。

給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(23ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

令和3年分 給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	Y市〇〇町1-10
氏名	オオサカ タロウ
氏名(フリガナ)	大阪 太郎
給与・賞与	6 7 0 0 0 0 0
源泉徴収税額	255 7 0 0
給与所得金額	4 930 000
源泉徴収税額	1 540 000
所得控除の合計額	1 540 000
所得金額	380 000
社会保険料等の金額	580 000
生命保険料の控除額	50 000
地震保険料の控除額	50 000
住宅借入金等特別控除の額	
住所(居所)又は所在地	F市△△町7-3-14
氏名又は名称	株式会社 ○○商事
受給者生年月日	昭和 39 11 9

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要です。忘れずにお持ちください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「④雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の「所得から差し引かれる金額」(所得控除額)は、あなたの令和3年分の合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。

合計所得金額とは、左記第一表の「所得金額等」⑫合計欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

事例1

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

申告書B第二表

- 社会保険料控除等に関する事項など
第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の41ページを参照してください)。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

令和03年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA2301

住所 Y市〇〇町1-10
氏名 オオサカ タロウ

社会保険料控除等に関する事項(⑬～⑯)

⑬ 社会保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等のうち年末調整等以外	年末調整等
健康保険料		
国民健康保険料		
介護保険料		
国民年金保険料		
厚生年金保険料		
企業年金保険料		
国民年金基金掛金		
後期高齢者医療保険料		
介護医療保険料		
新(旧)生命保険料		
新(旧)個人年金保険料		
介護医療保険料		
地震保険料		
旧長期損害保険料		

⑭ 生命保険料控除

⑮ 地震保険料控除

⑯ 雑損控除に関する事項(⑳)

⑰ 雑損控除に関する事項(㉑)

⑱ 雑損控除に関する事項(㉒)

⑲ 雑損控除に関する事項(㉓)

⑳ 雑損控除に関する事項(㉔)

㉕ 雑損控除に関する事項(㉕)

㉖ 雑損控除に関する事項(㉖)

㉗ 雑損控除に関する事項(㉗)

㉘ 雑損控除に関する事項(㉘)

㉙ 雑損控除に関する事項(㉙)

㉚ 雑損控除に関する事項(㉚)

㉛ 雑損控除に関する事項(㉛)

㉜ 雑損控除に関する事項(㉜)

㉝ 雑損控除に関する事項(㉝)

㉞ 雑損控除に関する事項(㉞)

㉟ 雑損控除に関する事項(㉟)

㊱ 雑損控除に関する事項(㊱)

㊲ 雑損控除に関する事項(㊲)

㊳ 雑損控除に関する事項(㊳)

㊴ 雑損控除に関する事項(㊴)

㊵ 雑損控除に関する事項(㊵)

㊶ 雑損控除に関する事項(㊶)

㊷ 雑損控除に関する事項(㊷)

㊸ 雑損控除に関する事項(㊸)

㊹ 雑損控除に関する事項(㊹)

㊺ 雑損控除に関する事項(㊺)

㊻ 雑損控除に関する事項(㊻)

㊼ 雑損控除に関する事項(㊼)

㊽ 雑損控除に関する事項(㊽)

㊾ 雑損控除に関する事項(㊾)

㊿ 雑損控除に関する事項(㊿)

第一表⑭欄へ(13ページ)

この事例では、あなた(山林を伐採して売却された方)の合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(9ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。

- 住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

申告書B第一表(左下部)

所得から差し引かれる金額

所得から差し引かれる金額	金額
社会保険料控除	580,000
生命保険料控除	500,000
地震保険料控除	500,000
配偶者(特別)控除	0
基礎控除	480,000
雑損控除	0
寄附金控除	0
合計	1,160,000

第三表⑲欄へ(12ページ)

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

氏名 オオサカ タロウ

給与・賞与 6,700,000 4,930,000 1,540,000 255,700

社会保険料等の金額 580,000 50,000 50,000

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

氏名 オオサカ タロウ

給与・賞与 6,700,000 4,930,000 1,540,000 255,700

社会保険料等の金額 580,000 50,000 50,000

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

氏名 オオサカ タロウ

給与・賞与 6,700,000 4,930,000 1,540,000 255,700

社会保険料等の金額 580,000 50,000 50,000

- 「給与所得の源泉徴収票」からの転記
この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように転記することができます。
- ※ ⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

⑳～㉑ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和3年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和3年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため、配偶者(特別)控除の適用は受けられません。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

扶養控除の額は「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の20ページから21ページを参照してください。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成18年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)をいいます。

㉔ 基礎控除

あなたの令和3年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和3年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

事例1

